

令和2年2月28日

各園、小中学校保護者様

行方市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う臨時休業措置について

令和2年2月27日の内閣総理大臣要請にともない、下記の通り臨時休業措置をとります。

本市としては、子供達の安全と居場所の確保等、体制整備、高校入試の観点から判断し期間を設定しましたのでよろしくお願いいたします。

なお、下記の内容の変更や追加決定事項がある場合は、学校メールでお知らせします。

記

1 臨時休業期間について

令和2年3月4日(水)から3月23日(月)

※3月25日(水)から4月5日(日)までは、年度末・年度始め休業日

3月4日 茨城県立高校入試は実施

3月12日 中学校卒業式

3月19日 小学校卒業式、茨城県立高校二次試験

3月24日 幼稚園・小中学校修了式

2 対象について

行方市立小・中学校 ※幼稚園は3月9日から臨時休業の予定(別途通知します)

3 休業中の学習、生活、部活動について

(1) 家庭での学習、生活のしおり(児童生徒用、保護者用)を作成し配布します。

特に基本的な感染症対策の徹底をお願いします。当面、健康チェック(検温を含む)をしていただき、発熱、咳等が4日以上続く場合や濃厚接触があった場合は外出せず、潮来保健所に相談してください。

(2) 休業中はご家庭で過ごすようにし、家庭での自主学習と課題学習を進めてください。学習内容については、臨時休業前に計画を立て、新年度に提出するようにします。

(3) 部活動は3月1日(日)から23日(木)までは活動を中止します。

※状況によっては変更することもあります。

4 未実施の教育課程について

未実施の学習内容がある場合には、4月以降学校が再開してから実施します。

5 児童の居場所対策

放課後児童クラブは当面通常通り実施を予定しています。受け入れ体制が整い次第、長期休業日と同様の体制にする予定です。後日お知らせします。

6 休業中の感染症対策と連絡体制の確保について

(1) 感染、濃厚接触、発熱等が4日以上続いている場合は、学校にも連絡をお願いします。

(2) 感染した場合は、2週間の出席停止とします。

(3) 濃厚接触や感染が発生した場合、2週間が経過していない期間は、外出しないようお願いします。

※卒業(園)式や新年度の始業日等に、感染者、濃厚接触者、発熱等の症状が続いている幼児

児童生徒が、出席停止期間中に登校（園）することがないようにしてください。

- (4) 休業中は、定期的に家庭と連絡をとり、児童生徒の健康状況の把握と生活状況について確認をさせていただきます。

7 卒園・卒業式、修了式、離任式、始業式、入園・入学式等について

(1) 卒園・卒業式

- ①卒園式・卒業式は、内容を変更（隊形の工夫、入場時の消毒、マスク着用、参加者の縮小）して実施します。
- ②予行は実施しません。当日の朝に内容確認と簡単な練習を行い開式します。
- ③会場に消毒液を設置します。入場時に手の消毒をお願いします。
- ④会場は、椅子の間隔を広くする等の対応をします。
- ⑤内容を縮小し、時間の短縮をいたします。

(2) 修了式

※感染拡大がなければ、隊形の工夫、消毒、マスク着用、時間を短縮等し実施します。

(3) 離任式

※実施しません。離任者のお知らせをメールで配信します。

(4) 入学式

※卒業式に準じて時間短縮等を図り、実施します。

9 出欠の扱いについて

3月2日、3日に休んだ児童生徒の取扱いについては、かぜの症状、咳、強いだるさ、息苦しさがある場合は、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱います。その他の休みについては、学校にご相談ください。

10 その他休業措置に伴う対応について

- (1) 卒園児、卒業生の4月からの問い合わせは、進学先の学校とします。

(2) 給食について

- ①登校（園）日については、給食を実施します。
- ②給食提供に係る費用については、後日お知らせします。

(3) スクールバスについて

- ①登校（園）日については、通常どおり運行します。
- ②スクールバスに係る費用については、後日お知らせします。

(問い合わせ先)

行方市教育委員会 学校教育課 指導室

電話 0291-35-2111

FAX 0291-35-1785

e-mail name-gakkyo01@city.namegata.lg.jp